

1 趣旨

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）等について、聴覚障害者が運転できる車両の種類を拡大するなどの改正を行うもの。

2 内容

(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

ア 聴覚障害者が運転できる車両の種類拡大

聴覚障害者（両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者）が運転できる車両の種類について、

- 大型自動二輪車免許等の適性試験の聴力に係る合格基準を廃止
- 聴覚障害者についての普通自動車免許及び普通自動車仮免許の適性試験の聴力に係る合格基準を変更

することにより、現在の普通乗用自動車から、全ての普通自動車並びに大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車に拡大する。

イ 矢印信号に関する規定の整備

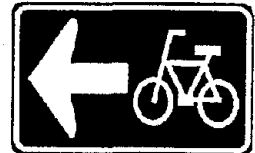
右折を可能とする青色の矢印信号が表示されている場合には、右折に加えて、転回もできることとする。

ウ 信号機の信号の対象を限定する標示の寸法の変更

信号の対象を限定するための標示の大きさの上限値を引き上げる。

(2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

自転車道・歩道における自転車の一方通行規制を可能とする規制標識「自転車一方通行」を新設する。



(3) 交通の方法に関する教則の一部を改正する国家公安委員会告示案

(1)及び(2)の改正に伴い、所要の規定の整備をする。

(4) 施行期日

- (1)ア及びイは、平成24年4月1日
- (1)ウ及び(2)は、公布の日
- (3)は、(1)及び(2)の対応部分に合わせて施行

3 意見公募手続の実施結果

平成23年8月20日（土）まで意見公募手続を実施した結果、2(1)に対して40件、2(2)に対して167件の意見が寄せられた。

※ 2(3)は行政手続法第2条第1項第8号に規定する「命令等」に該当しないため、意見公募手続は実施していない。

1 事案の概要

加害者2人に実父を殺害された遺族である長女（被上告人）が、平成18年2月に遺族給付金を申請したところ、福岡県公安委員会（上告人）は、犯罪被害が発生した日から7年を経過した後の申請であるとして、不支給裁定したもの。

2 事案の経緯

- 8年2月 加害者2人は、被害者を多臓器不全により死亡させた
- 14年3月 長女は警察に保護され、加害者2人は逮捕
- 17年10月 加害者2人を有罪とする刑事事件の第一審判決書作成
- 18年2月 長女が遺族給付金の支給申請
- 19年3月 福岡県公安委員会は、犯罪被害が発生した日から7年の除斥期間経過後の申請であるとして、不支給裁定

3 審査請求（平成19年4月23日申立、平成20年6月26日棄却）

国家公安委員会は、法第10条第2項は権利の存続期間を画一的に定めた除斥期間であり、また、本件に平成10年最高裁判決（※）はそのまま当てはまらないとして、審査請求を棄却したもの。

※ 平成10年6月12日東京予防接種禍訴訟最高裁判決

不法行為（予防接種）により心神喪失の状況を作り出し、権利行使を不可能にした加害者（国）が、除斥期間を理由に賠償義務を免れることは、著しく正義・公平の理念に反するとして、例外的に請求の除斥期間の効果を制限した。

4 取消訴訟

(1) 第一審（平成20年12月18日提訴、平成22年7月8日福岡地裁判決）

- 主文 ～ 福岡県公安委員会の不支給裁定を取り消す。
- 理由要旨

ア 法第10条第2項後段が定める7年の除斥期間の起算点は、犯罪発生日の平成8年2月26日であるが、加害者が有罪とされた刑事事件の第一審判決書が作成された平成17年10月5日までは、福岡県公安委員会も給付金の裁定をするための事実認定ができないため、申請者が申請する実益がなく、民法の時効の停止に関する規定等に照らし、同日から更に6月経過する日まで除斥期間は停止しているので、申請は有効である。

イ 法第10条第2項前段が定める2年は消滅時効であり、起算点は加害者を有罪とする刑事事件第一審判決書が作成された平成17年10月5日であり、申請は有効である。

(2) 第二審（平成22年11月30日福岡高裁判決）

- 主文 ～ 控訴を棄却する。
- 理由要旨
第一審判決理由に同じ。

(3) 第三審（平成23年9月2日最高裁決定）

- 主文 ～ 上告を棄却する。
- 理由要旨
上告事由に該当しない。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 3</p>	<p>ライブハウス内無差別殺人未遂事件</p> <p>の発生に伴う安全対策の強化について</p>	<p>平成23年9月8日</p> <p>生活安全企画課</p> <p>保安課</p>
--------------------------------------	--	--

1 いわゆるライブハウス等不特定多数の者が集まる屋内イベント会場における安全対策の強化

○ 屋内イベント会場の施設管理者への自主警備強化の要請

各都道府県警察において、管内のいわゆるライブハウス等不特定多数の者が集まる屋内イベント会場を把握し、これらの会場の施設管理者に対し、自主警備の徹底等を要請。

* 警視庁においては、

- ・関係業界団体の代表者を招致しての防犯対策講習
- ・ライブハウス等に対する緊急立入

を予定しており、今後、同様の取組を全国で実施予定。

○ イベント主催者への安全対策徹底の要請

イベント産業業界を所管する経済産業省に対し、不特定多数の者が集まる屋内イベント会場における安全対策の徹底に係る指導を要請。

○ 警備業者に対するイベント会場警備における安全対策強化の要請

(社)全国警備業協会に対し、不特定多数の者が集まる屋内イベント会場における警備に際しての安全対策の徹底を要請。

2 ガソリン等の引火性液体の販売の適正管理の徹底

○ 全国石油商業組合連合会への要請

同連合会に対し、ガソリン等引火性液体の販売に係る適正管理の徹底や不審者が購入を申し出た場合の警察への連絡について要請。

○ 販売業者への指導

各都道府県警察において、管内のガソリンスタンド等に対し、消防法令に適合しない容器を持参した者には販売しないなど消防法令の遵守について要請・指導。

1 サイバー犯罪の検挙状況

平成23年上半期のサイバー犯罪の検挙件数は2,513件（前年同期比-72件、-2.8%）。

[1頁]

(1) 不正アクセス禁止法違反

不正アクセス禁止法違反は99件（前年同期比+14件、+16.5%）。

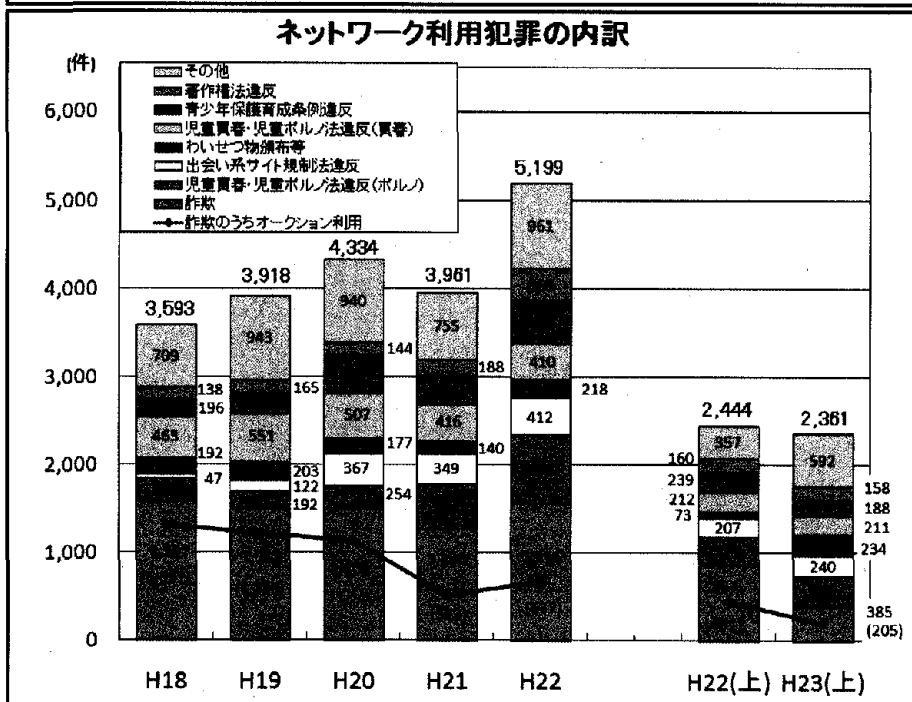
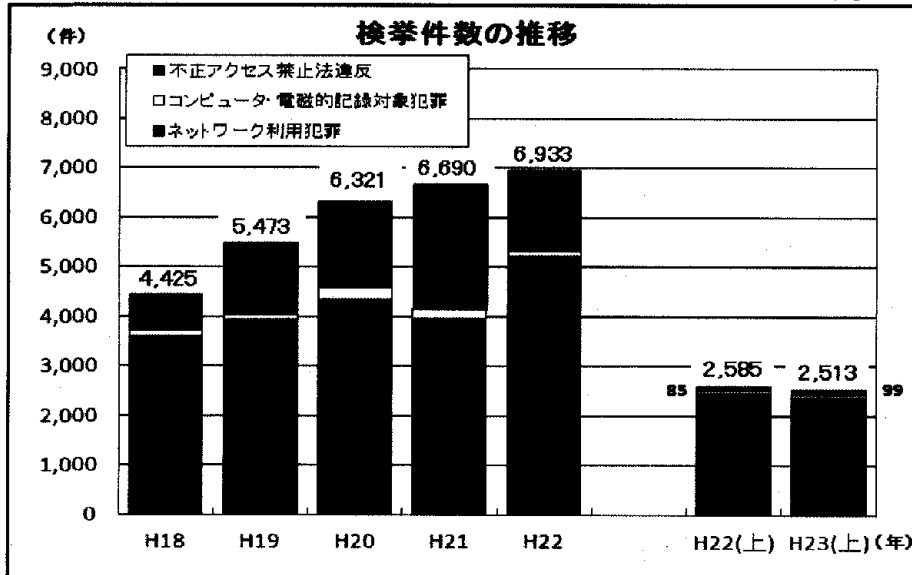
(2) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪は53件（前年同期比-3件、-5.4%）。

(3) ネットワーク利用犯罪

ネットワーク利用犯罪は2,361件（前年同期比-83件、-3.4%）。

- ネットワーク利用詐欺は385件（-482件、-55.6%）。
うち、インターネット・オークション利用詐欺は205件（-246件、-54.5%）で、平成21年以降大幅に減少。
- わいせつ物頒布等事犯は234件（+161件、+220.5%）。

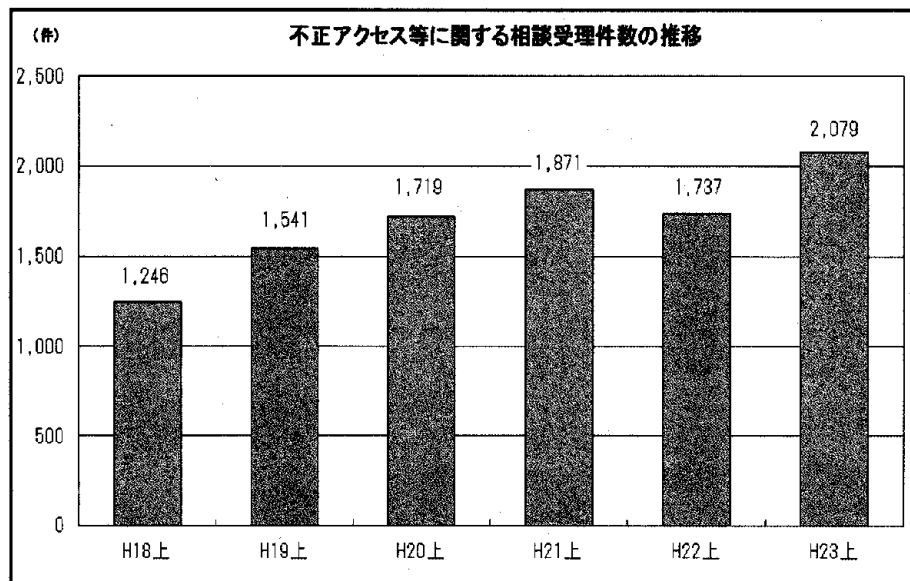
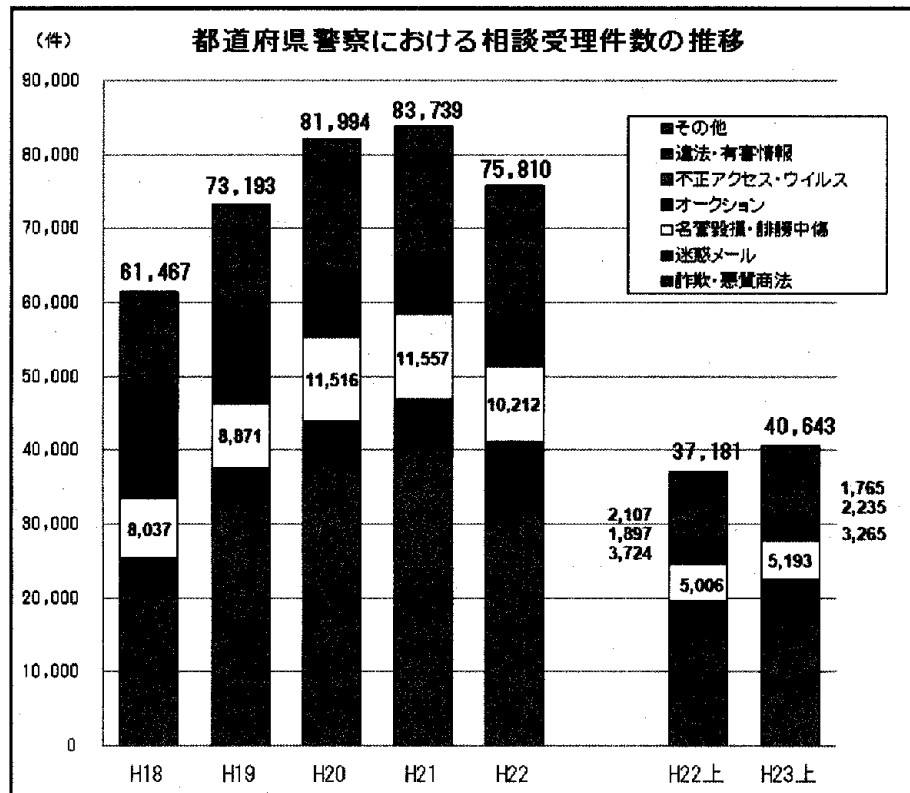


2 サイバー犯罪等に関する相談状況

平成23年上半期に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は40,643件（前年同期比+3,462件、+9.3%）。

- 詐欺・悪質商法に関する相談は16,926件（+1,712件、+11.3%）。
- 迷惑メールに関する相談は5,660件（+1,296件、+29.7%）で、平成14年以降、増加傾向。
- インターネット・オークションに関する相談は3,265件（-459件、-12.3%）で、平成17年をピークに減少傾向。
- 不正アクセス等に関する相談は2,079件（+342件、+19.7%）で、依然として高い水準で推移。

[3 頁]



3 今後の対策

(1) 不正アクセス事犯対策の推進

不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会において、フィッシング等新たな手口への対処、アクセス管理者による防御措置の向上のための働き掛けを始め、社会全体として不正アクセス防止対策を検討、推進する。

(2) 不正指令電磁的記録犯罪(ウイルス罪)への的確な対処

刑法の一部改正により、「不正指令電磁的記録に関する罪(ウイルス罪)」が新設されたことに伴い、本罪に関する相談の適正な受理や積極的な事件化に向け、情報集約や分析、取締り体制の整備を推進する。

(3) 違法情報等の取締りの強化

- 本年7月から全国協働捜査方式の運用によりインターネット上の違法情報・有害情報の取締りを強化する。
- ファイル共有ソフト事犯、迷惑メール事犯等について、効果的な検挙を推進する。

(4) 被害防止対策の推進

児童の犯罪被害防止や、架空・不当請求や電子掲示板利用の取引等に起因する詐欺・悪質商法の被害防止対策等を重点にした講習会の開催など広報啓発活動を推進し、国民への注意喚起を促進する。

1 出会い系サイトに起因する事犯の検挙状況等

○ 出会い系サイトに起因する事犯の検挙件数は497件（前年同期比-41件、-7.6%）で、減少傾向。

1 頁

※ 「出会い系サイト」～“インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律”に規定するインターネット異性紹介事業を行うサイト。

○ 出会い系サイトを利用して犯罪被害に遭った児童は133人（前年同期比-8人、-5.7%）。被害の多い罪種は、児童買春が79人（全体の59.4%）。

3 頁

4 頁

※ 「改正出会い系サイト規制法」～平成20年12月1日、インターネット異性紹介事業の届出義務や児童でないことの確認義務の厳格化等盛り込み改正施行。

2 コミュニティサイトに起因する事犯の検挙状況等

○ コミュニティサイトを利用して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は726件（前年同期比-4件、-0.5%）。

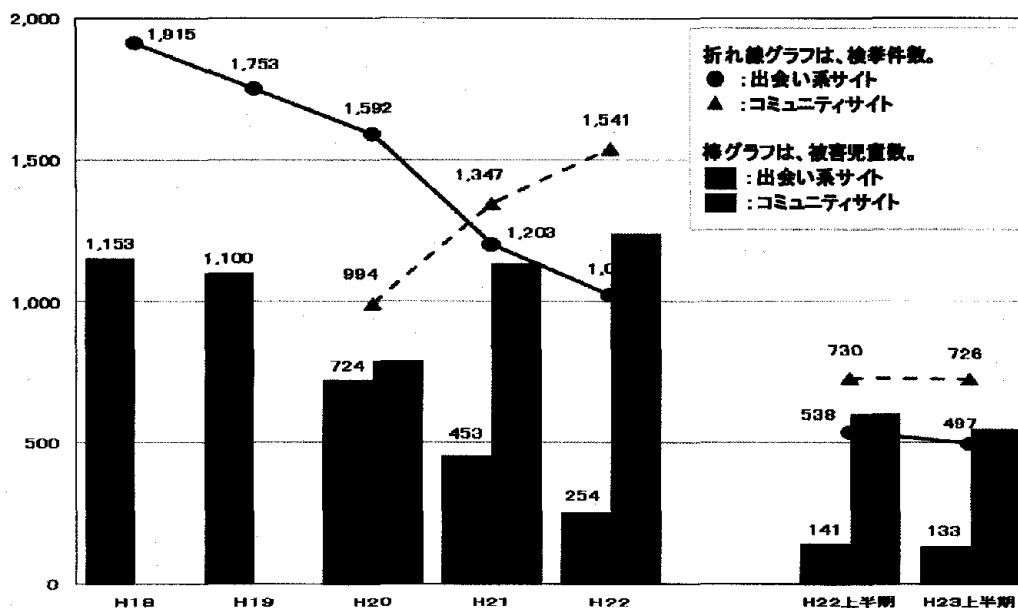
5 頁

※ 「コミュニティサイト」～SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多人数とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称。

○ コミュニティサイトを利用して犯罪被害に遭った児童は546人（前年同期比-55人、-9.2%）。被害の多い罪種は、青少年保護育成条例違反が304人（全体の55.7%）。

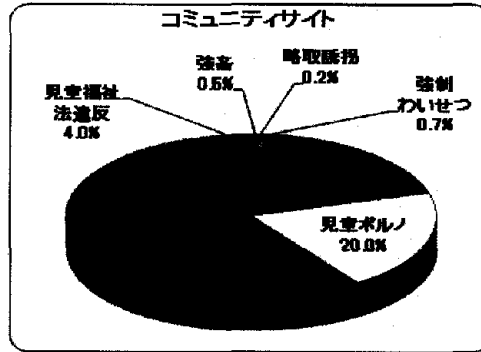
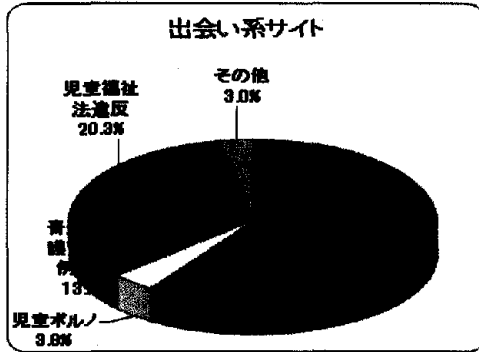
○ 平成20年から統計を取り始めて以降、児童被害数は増加の一途を辿っていたが、今回初めて減少に転じた。

(件・人) 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する被害児童数等の対比

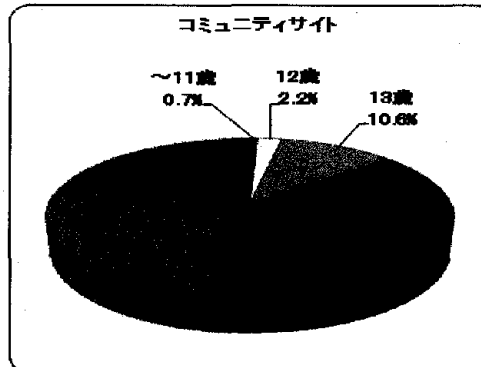
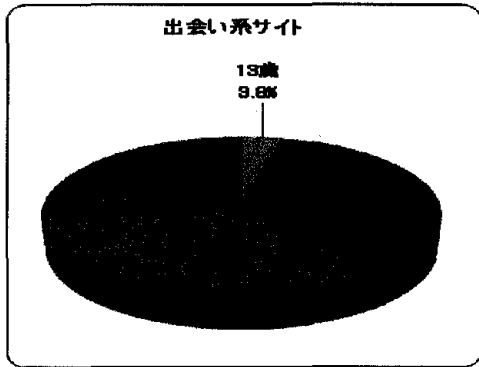


3 出会い系サイトとコミュニティサイトの児童被害状況の比較

○ 罪種別被害児童数の割合



○ 年齢別被害児童数の割合



4 対策

(1) 出会い系サイト対策

- 出会い系サイト事業者に対する行政処分及び取締りの継続
- 禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続

(2) コミュニティサイト対策の継続的推進

関係省庁、事業者及び関係団体と連携して以下の対策を継続

- ミニメール内容確認等自主的なサイト内監視体制の強化促進
- フィルタリングの普及徹底
- 実効性のあるゾーニングの促進
 - ・ 携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報の活用促進

※ 「ゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないシステム。

年齢等成りすましを防止するため、携帯電話事業者の保有する契約者年齢情報を活用したゾーニングが有用。一部の携帯電話事業者とコミュニティサイト事業者が、年齢情報を活用したシステムを導入。

- 新興のコミュニティサイト事業者に対する自主的対策の促進

(3) EMAへの情報提供によるサイトの厳格な認定・監視等の継続

※ 「EMA(エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

【Content Evaluation and Monitoring Association】

青少年を違法・有害情報等から保護し、健全育成する観点から、コミュニティサイトを認定・監視し、啓発教育を促進するための、有識者からなる第三者機関。平成20年4月設立。

※ 平成23年5月、EMAは、コミュニティサイト事業者のスマートフォン等新しい機器への対応、青少年利用を前提としたサイトの十分な監視体制の整備等を追加した「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」を改訂・強化している。

1 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 検挙状況

区分	年次		H21	H22	H23		増減
	H19	H20			(1~6月)	(1~6月)	
暴力団構成員等の検挙人員	27,169	26,064	26,503	25,686	12,565	12,520	-45
₁ 正構成員の検挙人員	7,766	7,197	6,776	6,216	3,109	2,983	-126
₂ 準構成員の検挙人員	19,403	18,867	19,727	19,470	9,456	9,537	81
暴力団構成員等の検挙件数	57,524	56,612	55,855	51,031	24,007	24,503	496

- 威力利用型の傷害、恐喝の検挙人員が減少傾向、一方で窃盗、詐欺の検挙人員が増加傾向
- 関係企業や共生者の利用、各種事業活動への進出、各種融資制度の悪用等により、資金獲得活動を一層潜在化、多様化

(2) 山口組・弘道会に対する集中取締り

区分	年次			H22		H23
	H19	H20	H21	1~6月	1~6月	1~6月
山口組直系組長	2	4	6	25	12	10
弘道会直系組長	—	—	3	11	8	11
弘道会直系組織幹部	—	—	14	32	18	29

※ H19、H20については、弘道会直系組長及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

- 弘道会ナンバー2の若頭を詐欺で検挙（愛知、5月）するなど、中枢幹部に対する取締りを強化

(3) 対立抗争事件の発生状況等

- 道仁会と九州誠道会との対立抗争事件の再燃により、これに起因する不法行為の発生が増加（7件(+7件)）
- 企業を対象とした銃器発砲事件が相次いで発生
- 減少傾向にあった銃器発砲事件の発生が増加（17件(+7件)）
- 減少傾向にあった拳銃押収丁数が増加（55丁(+6丁)）

5～
9頁
及び
13～
19頁10～
11頁11～
13頁
及び
31頁

<p>2 暴力団対策法の施行状況</p>	<p>20～</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 道仁会と九州誠道会との対立抗争事件の再燃により、事務所使用制限命令を6年ぶりに発出（13件(+13件)） ○ その他の行政命令の発出件数については、中止命令1,118件(-41件)、再発防止命令41件(-5件)とほぼ横ばい状態 	<p>25頁</p>
<p>3 社会全体による暴力団排除の推進</p>	<p>26～</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全都道府県において暴力団排除条例が制定 ○ 銀行業、建設業、不動産業等各種業界や祭礼等からの暴力団排除を推進 ○ 各省庁、自治体、業界団体等と連携を図りながら、東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除を推進 	<p>34頁</p>
<p>4 今後の取組方針</p>	
<p>(1) 山口組・弘道会対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口組を支える中枢幹部の徹底検挙 ○ 暴力団関係企業・共生者に重点を置いた資金源対策の推進 	
<p>(2) 社会全体による暴力団排除の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全都道府県における暴力団排除条例の制定・施行を踏まえた条例の積極的活用と市町村に対する条例制定等の支援 ○ 公共事業や各種業・取引及び祭礼等からの暴力団排除の促進 ○ 暴力団排除活動の従事者や暴力団との関係遮断を推進する企業等の安全確保 ○ 東日本大震災の復旧・復興事業における暴力団・暴力団関係企業等の介入阻止に向けた取組の推進 	
<p>などを一層徹底し、暴力団の弱体化・壊滅を目指す方針</p>	
<p>※ 犯罪統計数値については、平成24年4月1日に確定</p>	

1 自動車安全運転センター評議員会

自動車安全運転センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされており、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

(自動車安全運転センター法第25条第1項)

2 評議員の任命

評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命することとされている。

(自動車安全運転センター法第25条第2項及び第3項)

3 今回の認可申請

今回の認可申請は、14名の評議員のうち1名が辞任することに伴い、1名を新たに任命しようとするもので、本年8月26日に申請され審査した結果、適任と認められたため承認した(9月2日認可(長官専決))。

○ 氏名 浅野 広視 (あさの ひろみ) 氏

○ 役職 社団法人日本損害保険協会専務理事

(辞任したもの ^{はんだ}半田 ^{かつお}勝男氏)

○ 任期 平成23年9月2日から平成23年12月21日まで間

1 人的被害状況(9月7日午後4時現在。以下同じ。)

- (1) 死者 50人
 【和歌山県】35人
 ○ 土砂崩れ、増水等により新宮市で17人、那智勝浦町で11人、日高川町で3人、田辺市で3人、みなべ町で1人が死亡。
 【奈良県】5人
 ○ 土砂崩れ、土石流等により十津川村で4人、五條市で1人が死亡。
 【徳島県】3人
 ○ 三好市で1人、阿南市で1人、佐那河内村で1人が死亡。
 【三重県】2人
 ○ 増水等により御浜町で1人、紀宝町で1人が死亡。
 【埼玉県・兵庫県・広島県・香川県・愛媛県】各1人
- (2) 行方不明者 53人
 【和歌山県】33人
 ○ 新宮市、田辺市、那智勝浦町等において、山崖崩れや川に流される等により行方不明。
 【奈良県】19人
 ○ 五條市大塔町、十津川村、天川村における土砂崩れや河川氾濫により行方不明。
 【三重県】1人
 ○ 南牟婁郡紀宝町における家屋流出による行方不明。

2 警備態勢

- (1) 警察庁等
 ア 警察庁では、警備局長を長とする非常災害警備本部を設置し対応。
 イ 関係管区警察局等では、災害警備対策室等を設置し、情報収集・連絡体制を強化。
- (2) 関係県警察における災害警備活動
 北海道警察及び警視庁、関係管区警察局内の関係県警察では、災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立して、孤立者等の救出、行方不明者の捜索、被害情報の収集等の災害警備活動を実施。

3 広域緊急援助隊等の派遣等

- (1) 広域緊急援助隊等(警備部隊)の派遣
 ア 9月4日～7日
 ○ 広域緊急援助隊71人(滋賀県警察24人、京都府警察20人、大阪府警察27人)を和歌山県に派遣。
 イ 9月5日
 ○ 広域緊急援助隊50人(京都府警察20人、兵庫県警察30人)を奈良県に派遣。
 ○ 大阪府警察機動隊50人を和歌山県に派遣。
 ウ 9月7日
 ○ 兵庫県警察管区機動隊54人を和歌山県に派遣。
- (2) 警察航空機の運用(9月7日)

所 属	警視庁	静岡	三重	大阪	奈良	和歌山	合計
運用先	和歌山	和歌山	三重	奈良・和歌山	奈良	和歌山	
機 数	1	1	1	3	1	1	8
備 考				ヘリテレ機1	ヘリテレ機		

4 政府の対応

- 9月2日午後5時00分、内閣府情報対策室を設置
- 9月3日午前9時00分、官邸情報連絡室を設置
- 9月4日午前10時30分、関係省庁連絡会議を開催
- 9月4日午後8時00分、非常災害対策本部を設置
- 9月4日午後9時30分、非常災害対策本部第1回会議を開催
- 9月5日午後1時00分、非常災害対策本部第2回会議を開催
- 9月6日午後9時15分、非常災害対策本部第3回会議を開催
- 9月6日午後7時30分、非常災害対策本部第4回会議を開催

1 被害状況（9月7日現在。以下同じ。）

死者：15,744人、行方不明者：4,227人、負傷者：5,929人

2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約72,300人の警察官を派遣。
- 約10,300人体制で災害警備活動を実施中。
 - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
 - ・ 派遣部隊：約2,300人（岩手約700人、宮城約800人、福島約800人）

3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約23,000人	約29,500人	約19,800人	約72,300人
人・日(延べ)	約206,000人	約258,400人	約170,400人	約634,800人

4 主な災害警備活動

○ 行方不明者の捜索活動

岩手県警察では約230人（うち特派約200人）、宮城県警察では約190人（うち特派約170人）、福島県警察では約100人（自県のみ。7日及び8日の両日は、沿岸部の集中捜索を実施）の態勢で捜索活動を継続、8月中、合計105体（岩手県36体、宮城県66体、福島県3体）の御遺体を発見・収容。

※ 7月中の御遺体発見・収容数：合計133体（岩手県49体、宮城県84体）

○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約240人態勢で警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約240人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

○ 身元確認

警察官約170人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約14,600体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約93%）。

○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。3月31日より、全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施してきたところであるが、被災者の避難所から仮設住宅等への移動を踏まえ、8月31日をもって当該派遣を一旦終了。

○ 通信機能の維持・復旧のための活動

東北管区内の各県情報通信部において、耐震診断の結果を受け、全国から派遣された職員（31人）の応援を得て、無線中継所等の補修又は建替に向けた作業を継続実施中。